

長門市地球温暖化対策実行計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

長門市地球温暖化対策実行計画策定支援業務

(2) 業務の目的

本業務は、地域に適した地球温暖化対策実行計画の策定を行うことにより、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するとともに、地域課題の解決と地域の魅力向上による地方創生を目的とする。

(2) 業務の内容

長門市地球温暖化対策実行計画策定支援業務

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年1月16日(金)まで

(4) 提案上限額

10,384,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

(5) 担当部署及び書類提出先

長門市 市民生活部 生活環境課 担当：今津

郵便番号・住所

759-4192 山口県長門市東深川1339番地2

電話・FAX

0837-23-1134

0837-23-1135

メール

kankyo@city.nagato.lg.jp

2 応募条件

(1) 応募者の資格要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

① 次のア又はイに該当する者であること。

ア 令和7・8・9年度長門市競争入札参加資格者名簿に登載されている者

イ 上記に登載されていない者にあつては、令和7年6月10日(火)正午までに入札参加資格審査申請を事務局に提出し、契約締結までに上記ア同等の資格を有していると認められる者(様式については、長門市ホームページ「入札参加資格申請の受付について」参照)

② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

③ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続きの申し立て、会社更生法(平

成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ④ 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係をする者ではないこと。
- ⑤ 国税及び都道府県税、長門市税を滞納していない者。
- ⑥ 直近 3 年で本業務と同種 (地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)) を 5 件以上受託し完了した実績があること。

3 公募型プロポーザルの手続等

(1) プロポーザルの日程 【予定】

ア 事業公募開始	令和 7 年 5 月 27 日 (火)
イ 参加意向申出書提出期限	令和 7 年 6 月 10 日 (火) 正午まで
ウ 質疑書提出期限	令和 7 年 6 月 10 日 (火) 正午まで
エ 質疑回答	令和 7 年 6 月 12 日 (木)
オ 企画提案書提出期限	令和 7 年 6 月 24 日 (火) 正午まで
カ プレゼンテーション	令和 7 年 6 月 30 日 (月)
キ 審査結果通知・公表	令和 7 年 7 月 3 日 (木) (予定)

(2) 参加意向申出書の提出

本件に参加する場合は、プロポーザル参加意向申出書 (様式 1) に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

なお、参加意向申出書提出者に対する資格確認結果につきましては、後日メールにより通知した後、本文書を郵送します。

- ア 提出期限 令和 7 年 6 月 10 日 (火) 正午まで (必着)
- イ 提出書類 ①参加意向申出書 (様式 1) 代表者印を押印したもの 1 部
②参加資格要件確認誓約書 (様式 2)
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
- エ 提出先 1 (5) に同じ。
- オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに提出意思確認書 (様式 3) を提出すること。なお、提出意思確認書の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

(3) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書 (様式 4) により受け付ける。

- ア 提出期限 令和 7 年 6 月 10 日 (火) 正午まで (必着)
- イ 提出先 1 (5) に同じ。

ウ 提出方法 電子メール

質疑書を添付し送付すること。なお、電子メールの件名は、次のとおりとすること。ただし、参加者名称は、略称でも可とする。

件名：温暖化対策計画：＋送信年月日[yyyymmdd]＋（参加者名称）

【例】株式会社△△△△が令和6年5月13日に質疑書を送付した場合
温暖化対策計画：20240513 株式会社△△△△

エ 質疑への回答

質疑への回答は、参加申請を行った全ての事業者に回答書を添付した電子メールを送付する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

オ 質疑回答予定日 令和7年6月12日（木）

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和7年6月24日（火）正午まで（必着）

イ 提出書類

① 履行実績等（様式5）

履行実績等の添付書類については、可能な限りA4サイズとすること。ただし、やむを得ずA3サイズとする場合は、片袖折りをしてA4サイズにあわせること。

② 業務実施体制図（様式6）

③ 企画提案書（様式7）

企画提案書は、A4用紙とし、複数ページとなる場合は、ページ番号を付すこと。

④ 価格提案書（様式8）

ウ 提出部数 正本1部 副本8部 CD-R1枚（CD-R電子データは押印省略可）

エ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

オ 提出先 1（5）に同じ。

4 評価方法等

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり。

(2) 評価方法

ア 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点が高い者を契約候補者として選定する。

イ 提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

ウ 能力評価と提案評価の配点を合算した配点の5割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

エ 参加申請者が4者以上のときは、事前に能力評価による1次選考を行い、その評価点が上位の3者において提案評価及び価格評価による2次選考を行う。

オ 1次選考の結果は、令和7年6月26日（木）までに電子メールにより通知する。

(3) 提案評価（プレゼンテーション）

ア 開催日 令和7年6月30日（月）を予定

提案者毎の集合時間・場所等は、別途通知する。

イ 時間 提案者毎の時間は、35分（プレゼンテーション20分、質疑応答15分）とする。準備に要する時間は、別途確保する。

ウ 実施方法 実施方法は対面で行うものとする。1次選考の可否を伝える電子メールにて実施場所・実施時間も記載する。

エ 参加人数 参加人数は、3人以内とする。なお、本業務において予定している担当者は必ず出席すること。

オ 注意事項

① 発表の順番等については、提案者と協議することなく、市が決定する。

② プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。

③ 企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。なお、配布する場合は、8部用意すること。

④ プレゼンテーションに当たり、市が用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、提案者が持参すること。

⑤ プレゼンテーションは対面で開催する予定であるが、状況によりプレゼンテーションを実施しないこともある。なお、プレゼンテーションを実施しない場合には、提出された企画提案書により審査を実施する。

(4) 結果通知

評価結果は、令和7年7月3日（木）（予定）に書面による通知を発送する。同日に通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

5 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された価格提案書の記載額で契約を行う。ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

6 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が「2 応募者の資格要件」に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- (3) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。
- (4) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された資料は、返却しない。
- (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (8) 本業務は、環境省「令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）第1号事業」の活用を予定しているため、当該補助金の交付要領等により、補助金の目的や性格を十分理解して業務を行うこと。なお、補助金の交付に至らなかった場合には、事業化されないことがある。